

## 企画提案方式に係る手続き開始の公告（案）

下記の業務について、企画提案に係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。  
平成30年5月25日

静岡県知事 川勝平太

### 記

#### 1 事業の目的

南米諸国との交流の架け橋となる人材を育成するため、歴史的に本県から多くが移住したブラジル・ペルー・アルゼンチン等から本県の海外移住者子弟らの受け入れを行う。本年度事業では、ブラジルから1名の研修員を受け入れ、日本語研修及び専門研修を組み合わせた研修を実施する。

#### 2 事業名

平成30年度南米長期研修員受入事業

#### 3 事業期間

契約日から平成31年（2019年）3月22日（金）

#### 4 契約限度額

5,865,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

#### 5 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・本事業の期間中、事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・研修員のニーズおよび能力に適した研修内容を提案し、円滑に実施する能力を有していること。
- ・本事業の遂行にあたり、研修員に対し、ポルトガル語又は英語及び日本語により滞りなくコミュニケーションを行う能力を有していること。
- ・研修員の来日期間中、24時間体制で不測の事態に対応する能力を有していること。
- ・研修報告書を的確、正確かつ読みやすく作成する能力を有していること。

#### 6 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡県が発注する物品調達及び一般業務委託にかかる競争入札参加資格を有する者または、新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められたものであること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県から、物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付け集用第103号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされているもの（申立てが予定されているものを含む。）でないこと。

- (6) 破産法(平成16年法律第75条)の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされているもの(申し立てが予定されているものを含む。)でないこと。
- (7) 静岡県外に本社を置く提案者にとっては、静岡県に支社、営業所等を有するか、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 7 手続き等

### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館3階

静岡県地域外交局地域外交課

電話番号 : 054-221-2309

Eメール : kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 委託業者選定要領等の配布

#### ア 配布期間

平成30年5月25日(金)から平成30年6月1日(金)17時まで

#### イ 配布方法

静岡県地域外交局地域外交課ホームページ上

<URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-130/>>

### (3) 提出書類等

ア 提出書類 : 企画提案を希望する事業者は、「平成30年度南米長期研修員受入事業 委託事業者選定委員会参加届」を提出すること。

イ 提出期限 : 平成30年6月4日(月)17時必着

ウ 提出先等 : 静岡県地域外交局地域外交課に郵送又は持参する。

### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出期間 : 平成30年6月4日(月)17時以降から平成30年6月7日(木)17時までに必着

イ 提出先等 : 静岡県地域外交局地域外交課に郵送又は持参する。

## 8 審査方法

### (1) 選定基準

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、「平成30年度南米長期研修員受入事業委託事業者選定委員会」において総合的に審査して決定する。

## (2) 選定方法

### ア 審査

企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施する。

[実施予定日：平成30年6月11日（月）]

### イ 特定

県は、企画提案の内容、業務の行程、実施体制、見積額、プレゼンテーション内容等を総合的に評価し、委託候補事業者1者を特定する。

審査の結果は、プレゼンテーション実施後速やかに、プレゼンテーション実施者全員に連絡する。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

なお、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選定方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

### ウ 協議

県は委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案の内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「6 企画提案書等を提出するために必要な条件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

## 9 契約条件

### (1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

### (2) 契約保証金

免除する。

## 10 その他

(1) 詳細は「平成30年度南米長期研修員受入事業 企画提案書作成要領」による。

(2) 照会窓口は、〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
静岡県地域外交局地域外交課（電話番号：054-221-2309）とする。